

中津市ケーブルネットワーク施設利用休止（再開）・休止延長届（法人等加入者用）

中津市長 あて

下記のとおり、中津市ケーブルネットワーク施設の利用を休止（再開）または休止延長したいので、中津市ケーブルネットワーク施設条例第21条第1項の規定により届け出ます。

※太枠内に必要事項を記入してください。

届出区分	1 休止	2 再開	3 休止延長
休止（再開）内容	1 テレビ放送サービス	2 インターネットサービス	

加入者	事業所名	フリガナ	代表者名	
	住所	〒		

休止（再開）・休止延長する住所等	建物の詳細	種別	1 店舗 2 事務所 3 ホテル 4 旅館 5 病院 6 社会福祉施設 7 その他（ ）			テレビ 接続台数	台
		1 一戸建	1 自己所有 2 民間借家 3 その他（ ）				
		2 集合住宅	1 自己所有 2 民間借家 3 その他（ ）				
			集合住宅名				
		一括加入の場合の住居及び事業所の数					
	3 その他						
	連絡先	設置住所 ※加入者住所と設置機器場所が異なる場合は記入してください。	〒				
		氏名	電話番号（ ）			-	
		支払者住所 ※加入者住所と設置機器場所が異なる場合は記入してください。	〒				
		氏名	電話番号（ ）			-	
休止（再開）年月日		年 月 日	再開月(休止延長の場合)		年 月		
休止理由		<input type="checkbox"/> 使用しない <input type="checkbox"/> 空き家 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
再開理由		<input type="checkbox"/> 使用するため <input type="checkbox"/> その他（ ）					

※1 加入者は、利用を休止した後、再開するときに手数料3,140円を納付しなければなりません。

※2 休止の期間は、最長1年です。

※3 休止延長の場合、一度再開処理を行いますので1か月分の使用料と手数料3,140円を納付しなければなりません。

受付者チェック 再開後の使用料支払方法（納付書・口座引落） 再開手数料の納付書送付先（ ）

加入者コード						支所受付日	本庁受付日	審査担当者	処理依頼年月日
									年 月 日